

2020年12月14日

美浜町議会 議員各位

老朽原発40年廃炉訴訟市民の会
共同代表 草地 妙子 茶畑 和也
愛知県名古屋市中区丸の内2丁目18-22
三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内
TEL：080-9495-9414
E-mail：toold40citizens@gmail.com

**2020年11月13日提出の「関西電力美浜原子力発電所3号機の再稼働に関する請願書」の
記述に関する疑義についての説明及び慎重審議要請書**

当会が2020年11月13日付で貴議会に提出いたしました「関西電力美浜原子力発電所3号機の再稼働に関する請願書」について、同年12月9日の貴議会原子力発電所特別委員会にてご審議をいただきました。

この委員会において、当会の請願書の次に審議がされました請願第12号「美浜原子力発電所3号機の再稼働を認めないことを求める請願書」についてのご意見として、高橋修議員から、「4つですね、4点あるんですが、いろんな元データについて国側がノーチェックであるとか縮尺を変えて比較したとか、非常に具体的な内容がここに書かれているんですが、それらのノーチェックというものがどういうことなんだということについては、ほとんど我々はわからないわけですね。これに対して、高浜は全く元データも見ないで、さっさと合格にしたというふうなイメージが来ますけれども、そういうことは決してないというふうに私は考えております。したがって、この表現をそのままのみにして、この請願に賛成するということはできないですね。」とのご発言がありました。

高橋議員のご意見の「高浜は全く元データも見ないで、さっさと合格にしたというふうなイメージが来ますけれども、そういうことは決してないというふうに私は考えております。」は、請願第12号の「1. 請願趣旨」の(1)原子炉圧力容器の監視試験片の原データについて国がノーチェックであること」についてのご意見と理解いたします。請願第12号の当該箇所で説明している訴訟は、まさに当会が取り組んでいる訴訟であり、当会が提出した請願第11号におきましても、この監視試験片の原データを原子力規制委員会が見ていない問題を述べております。そこで、当会が請願書に記載した内容が事実であることをご説明し、慎重な審議をお願いする次第です。

当訴訟の第10回口頭弁論において、国の代理人より、原子炉容器の監視試験片の原データを関西電力（当訴訟における参加人）から受け取っていない旨の回答がありました。

添付の第10回口頭弁論調書をご確認ください。それまでに原告は、関西電力による原子炉容器の中性子照射脆化の評価結果に不自然な点があることから、被告・国と参加人・関西電力に対して、監視試験片の原データの提出を求めておりましたが、一向に提出されないため、この日の法廷で、原告代理人より国に対して、関西電力から国は原データを受け取っているのか尋ねたところ、国の代理人は受け取っていないと回答しました。そこで、原告は準備書面において、原データの提出すら受けずに参加人の申請書記載の結果を鵜呑みにした被告の審査過程には明白な過誤欠落があるとの主張を行いました。

高浜事件 20190411 準備書面 (40) (中性子照射脆化に関する主張の補充)

<http://toold-40-takahama.com/wp-content/uploads/2020/11/20190411Gsyomen40.pdf>

これに対して、国の反論は、「原子力規制委員会は、原子炉等規制法等の法令上、事業者が申請に際して収集した試験データ等の全てについて、逐一確認することを求められておらず、このような法的義務を負うものでもない。そして、原子力規制委員会が試験データ等を逐一確認することがない反面、事業者に対しては、品質保証に関する規制が課され、許認可申請における試験データ等が適正に収集され、申請内容もこれを正確に反映するものであることへの信頼性が担保されている」というものでした。

高浜事件 被告の反論

20191009 第19準備書面 (原子力規制委員会の技術的根拠検証の義務について)

http://toold-40-takahama.com/wp-content/uploads/2020/10/20191009_第19準備書面.pdf

(※長文のため準備書面の添付は省略させていただきます。当会にご請求いただけましたら送付いたします。また、ホームページに掲載しておりますので、直接ご覧いただけましたら幸いです。)

当該訴訟の原告・サポーターである私たちにとっても、原子力規制委員会が原子炉容器の監視試験片の原データも見ずに認可を行っていたことは衝撃でした。原子力規制委員会が、「元データも見ないで、さっさと合格にするようなことは決してない」と考えるのが一般市民の感覚であり、原子力規制委員会に求める原子力規制のあり方です。しかし、それは見事に裏切られ、さらに、その釈明が前記のような非科学的・非合理的な内容であったため、残念ながら原子力規制委員会への不信を募らせることとなりました。

美浜原子力発電所3号機の審査においては、当会請願書に記載の通り、看過できない数々の問題があります。未だ福井県の原子力安全専門委員会の結論も出ておりません。貴議会本会議では、本請願を少なくとも継続審議としていただき、慎重な審議を尽くしていただきますよう切にお願い申し上げます。